

(別 紙)

計画の目標

原子力災害により避難を余儀なくされた子育て世帯の帰還・定住を促進するため、市内の比較的放射線量の低い地区に子育て定住支援賃貸住宅を整備する。

また、宮代公園における遊具の更新を実施することにより、近隣の児童の外遊び・運動機会の増進やこれによる体力の向上を図る。

当該住宅の整備は、福島市復興計画における「安全と信頼プロジェクト」中の、「放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します」(抜粋)を具現化するものである。

また、公園の遊具更新については、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。

市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。

計画の区域

1. 計画の区域

<事業実施箇所>

C-2-1

福島市町庭坂字一本杉地内

福島市町庭坂字小峠地内

A-1-6

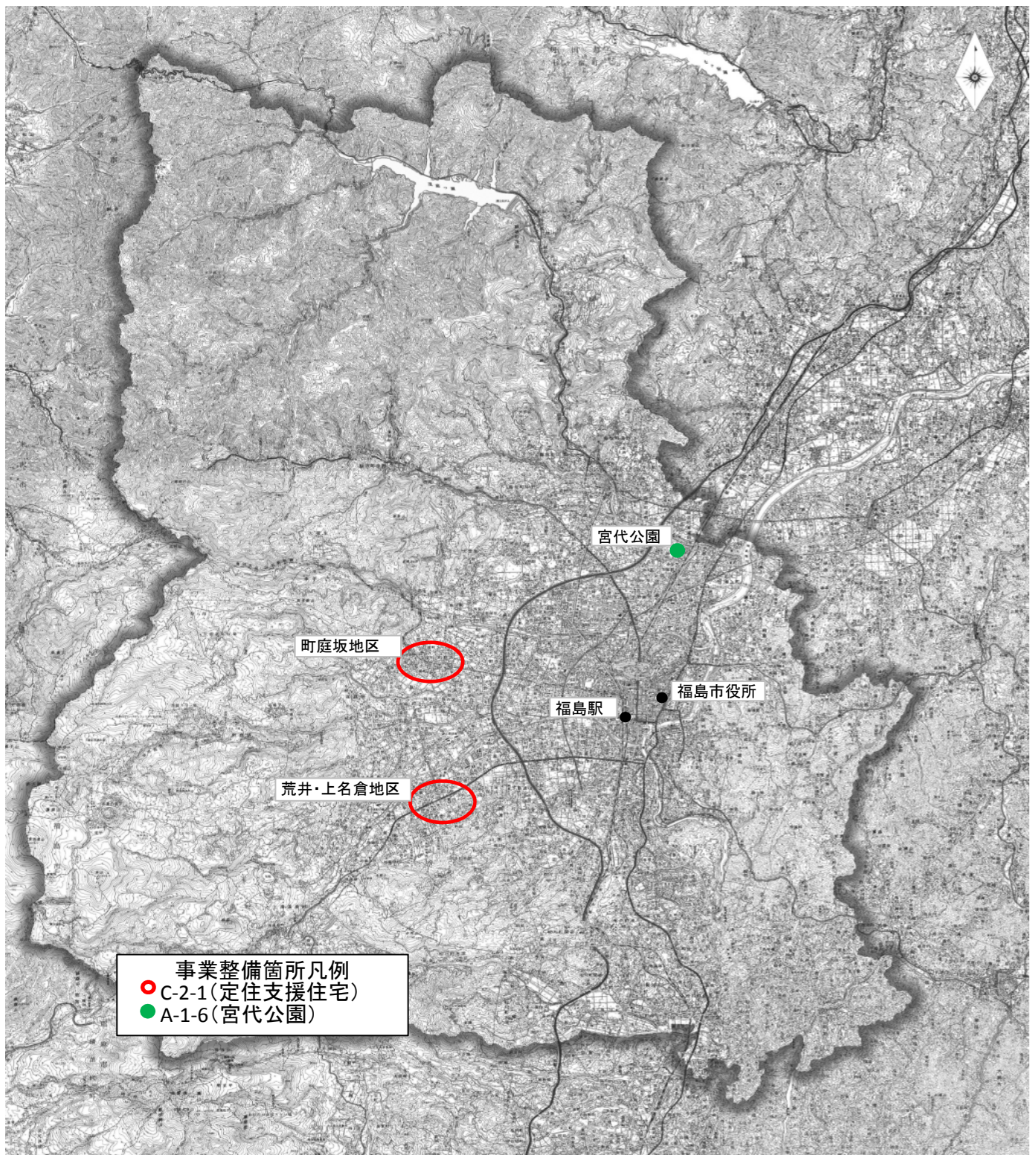
福島市宮代地内

<事業の効果が見込まれる区域> 福島市全域

<位置図>

別紙のとおり

定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成25年11月時点

(単位:千円)							【参考】		
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	平成25年度の 交付対象事業費	全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)	備 考 その他(注5)
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊具更新事業	福島市・公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市	(209,494) 0 <209,494>	280,000	25 ~ 25	
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更新事業	福島市飯野町青木地区 UFOの 里UFO広場	市	福島市	(3,450) 0 <3,450>	134,330	25 ~ 25	
3	A - 1 - 3	農村マニユファクチャー公園遊具更新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニユファクチャー公園	市	福島市	(14,000) 0 <14,000>	14,000	25 ~ 25	
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市	(139,700) 0 <139,700>	139,700	25 ~ 25	
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市	(268,700) 0 <268,700>	268,700	25 ~ 25	
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市	(52,000) 0 <52,000>	52,000	25 ~ 25	
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市	(33,000) 0 <33,000>	33,000	25 ~ 25	
8	C - 1 - 4	農村マニユファクチャー公園整備事業	西部、荒井地区、農村マニユファ クチャー公園	市	福島市	(350,000) 0 <350,000>	350,000	25 ~ 25	
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	市内公園13箇所	市	福島市	(0) 235,355 <235,355>	235,355	25 ~ 25	
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市	(0) 120,229 <120,229>	120,229	25 ~ 25	
11	C - 2 - 1	子育て定住支援賃貸住宅事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	25,000 <25,000>	1,324,500	25 ~ 26	
12	A - 1 - 6	宮代公園遊具更新事業	宮代地区	市	福島市	15,335 <15,335>	15,335	25 ~ 25	
				合 計		(1,070,344) 395,919 <1,466,263>			
				(うち基幹事業)		(1,070,344) 395,919 <1,466,263>			
				(うち効果促進事業)		(0) 0 <0>			
県名			福島県	担当部局名			政策推進部企画経営課		
市町村名			福島市	電話番号			024-525-3788		
				担当者氏名			メールアドレス		

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注7)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式1－4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成25年度

省庁名：復興庁

平成25年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
1	A - 1 - 6	宮代公園遊具更新事業	福島市宮代地内	市	福島市	1/2	15,335	7,667	
						合計額	(0) 15,335 <0>	(0) 7,667 <0>	

都道府県名	福島県	担当部局名		担当者氏名	
市町村名	福島市	電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1－4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成25年度

省庁名：国土交通省

平成25年11月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
1	C - 2 - 1	子育て定住支援賃貸住宅事業	福島市西部の市 街化区域(町庭坂 地区、上名倉・荒 井地区)	市	福島市	2/3	25,000	16,666	
						合計額	(0) 25,000 <0>	(0) 16,666 <0>	

都道府県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	
市町村名	福島市	電話番号	024－525－3788	メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	宮代公園遊具更新事業		事業番号	A-1-6
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		15,335 (千円)	全体事業費		15,335 (千円)	
事業概要						
○事業の概要 宮代公園について、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域復興の促進を図るため、以下のとおり遊具の更新を行う。 ・宮代公園内にある既存のぶらんこ 1 基、すべり台 1 基、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具 2 基、砂場 1 基を更新する。 ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一） 福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。 市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」（抜粋）に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1） 別紙のとおり 【子どもの運動機会の確保のための事業】 ○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1） 体力低下の傾向がある小学生及び就学前児童を対象に屋外での遊びや運動の習慣付けを促進させることにより運動機会の確保や体力の向上を図るため、公園の遊具の更新を行う必要がある。 ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①） 市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限している施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力低下見られる。 ○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①） 公園においても遊具も含め除染を行い、線量は基準値以下となっているが、以前各公園の利用は明らかに減少したままであることからみて、子どもの屋外での運動機会は減少している。 ○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①） 除染後も遊具利用も含め屋外活動（外部被ばく）への不安は大きく、子どもたちが日常的に身近な場所外遊びや運動が出来、またより安心できる環境を整備するため、各地区に既存の施設である公園の遊具更新が効率的かつ必要である。						

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

本市内で平成24年度に整備（開放は25年度）を行った公園については利用者が増えていることから、公園の整備を行うことは外遊び、運動機会の確保については有効的であると考えられる。

今事業計画の整備実施箇所については、市営住宅近傍で922名の子どもがいる地区であり、また、より安全にかつ歩いても行けるよう近隣の公園を選定している。

ここにおいて運動機会増加の確保を図るため、公園の遊具の更新を行う必要がある。

また、本交付金で既に整備の事業計画が認定されている十六沼公園、松川工業第一公園、新浜公園、農村マニユファクチャ公園については、広範囲の利用を想定したものであり、本計画はより身近な箇所での外遊びを想定したものである。

各事業箇所は本市管理の公園であり、日常の点検ははじめ、維持管理については今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

前述のとおり一定程度の範囲（小学校学区の範囲）から子どもがより安全に歩いても行けるよう、選定している。これにより当該地域の利用促進がそれぞれ見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

今事業計画の整備実施箇所は、公園であり常時解放している。整備後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各地区へ整備内容及び育成会行事等の利用促進についてチラシを回覧するなど周知に努める予定である。

また、整備後は、各地域において利用者のアンケートを行い、利用のモニタリングを行うこととしている。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	子育て定住支援賃貸住宅整備事業		事業番号	C-2-1
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		25,000 (千円)	全体事業費		1,213,000 (千円)	
事業概要						
○事業の概要 自主避難者の帰還を促すための子育て定住支援賃貸住宅を 50 戸程度供給する予定であるが、当面、事業実施が見込める 2 つの敷地に 10 戸ずつ、計 20 戸程度を整備する。 ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一） 福島市復興計画における「安全と信頼プロジェクト」中の、「放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します」（抜粋）を具現化するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 別紙のとおり ○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること 地域住宅計画（福島県地域第2期）の「目標」と「その他関連する事業」において、「公的な賃貸住宅の整備を行うことにより、原子力災害の影響により避難している子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する」（抜粋）として、子育て世帯定住支援について位置付けている。 ○効果の検証方法 供給戸数に対する応募状況や、事業実施後における自主避難者の動向から効果の検証を行う。 ○参考 - 平成25年9月末の全国避難者情報システム 【自主避難者している子育て世帯数(18歳未満のいる世帯)：約1,570世帯 人数：約4,950名（約3.15人/世帯）】 - 平成25年9月に実施した自主避難している子育て世帯を対象にしたアンケート結果 【到達数：1,537世帯 回答数：326世帯】 福島に戻る予定について、「近々戻る予定がある世帯」44世帯、「状況によっては戻りたい世帯」180世帯、「戻る予定はない世帯」93世帯である。 「近々戻る予定がある世帯」と「状況によっては戻りたい世帯」のうち、「子育て定住支援賃貸住宅」への入居について、「希望する世帯」34世帯、「どちらともいえない世帯」140世帯、「住みたくない世帯」51世帯である。流動的な需要も含め50戸程度の需要は見込められると思われる。						

○施設整備に関する計画の熟度や早期着工の見込み

平成26年1月末から設計業務を行い、26年度中に工事を完了し、27年4月から入居開始の予定

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）

別紙のとおり

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

該当なし

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

該当なし

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

該当なし

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

該当なし

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

該当なし

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

該当なし

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

該当なし

【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）

地域住宅計画（福島県地域第2期）の「目標」と「その他関連する事業」において、「公的な賃貸住宅の整備を行うことにより、原子力災害の影響により避難している子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する」（抜粋）として、子育て世帯定住支援について位置付けている。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	